

7 宇都宮地方裁判所・簡易裁判所

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

《連絡先》宇都宮地方裁判所又は各支部、簡易裁判所（別表3）（P114）

支援業務	概要	備考
(1) 裁判の優先的傍聴	傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。 《申出先》事件を審理している裁判所	《対象となる方》 ※(1)～(4)共通 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病气やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹
(2) 事件記録の閲覧・コピー	刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 また、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方（同種余罪の被害者）も、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーが可能です。 《申出先》検察官 ※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。	
(3) 意見陳述	公判期日において、被害に関する心情等の意見を述べることができます。 《申出先》検察官	
(4) 被害者に関する情報の保護	性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。 《申出先》検察官	
(5) 証言する場合の不安等緩和措置	事案によっては、法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てなどを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。 《申出先》検察官又は裁判所	《対象となる方》 証人として証言する被害者等

(6) 刑事裁判への参加 (被害者参加制度)	殺人、傷害、自動車運転過失致死傷など一定の刑事事件の被害者の方は、裁判所の許可を得て公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。 《申出先》 検察官 また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。 《申出先》 法テラス栃木（P63）	《対象となる方》 (1)～(4)に同じ
(7) 損害賠償命令制度	殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合には、被害者の方等は、その刑事事件を審理している裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。 《申出先》 刑事事件を審理している地方裁判所 ※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。	《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の一般承継人（相続人など）
(8) 刑事和解	被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、刑事事件を審理している裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。 示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力がありますので、約束どおり支払われない場合には、民事裁判を起すことなく強制執行の手続きができます。 《申出先》 刑事事件を審理している裁判所 ※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。	《対象となる方》 ② 被害者 ②被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹

8 宇都宮家庭裁判所

罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。
少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した以下のような制度が設けられています。

《連絡先》宇都宮家庭裁判所又は各支部（別表3）（P114）

制度	概要	備考
(1) 事件記録の閲覧・コピー	少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除いては、原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、審判を開始する決定があった後、少年の処分が確定してから3年以内 ※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。	《対象となる方》 ※(1)～(5)共通 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害者の保護者や子など）、兄弟姉妹
(2) 意見陳述	裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 ※ただし、少年の処分が決まるまで	
(3) 審判結果の通知	少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、少年の処分が確定してから3年以内	
(4) 審判状況の説明	少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、少年の処分が確定してから3年以内	
(5) 審判の傍聴	少年事件のうち、一定の重大事件（被害者が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判を傍聴することができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 ※事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。	

9 宇都宮地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけると否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

《連絡先》宇都宮地方検察庁（別表4）（P114）

支援業務	概要	備考
(1) 被害者支援員制度	犯罪被害者支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。 犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方々の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行います。	
(2) 被害者ホットライン	被害者の方が被害相談や事件に関する問い合わせを行える専用電話です。夜間や休日の場合でも、留守番電話やファックスでの利用が可能です。	028-623-6790 (TEL・FAX 共通)
(3) 被害者等通知制度	刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。 《申出先》事件を取り扱った検察庁	《対象となる方》 ①被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者など親族に準ずる方 ②目撃者など参考人の方
(4) 不起訴記録の閲覧	不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。 また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。 《申出先》事件を取り扱った検察庁	《被害者参加の申出ができる方》 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷などの被害者本人や法定代理人、被害者が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の本人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(5) 意見陳述	あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。 《申出先》 事件を担当する検察官	《対象となる方》 ※(5)～(7)共通 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親類や子など）、兄弟姉妹
(6) 刑事裁判への参加 （被害者参加制度）	殺人、傷害、過失運転致死傷など一定の刑事事件の被害者の方は、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。 《申出先》 事件を担当する検察官 また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。 《申出先》 法テラス栃木（P63）	
(7) 被害者に関する情報の保護	性犯罪等の刑事事件については、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状等の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。 また、犯罪被害者等の名誉等が著しく害され、又はその身体に対する加害行為等がなされるおそれがある場合に、起訴状等における個人特定事項の秘匿措置等によって、その個人特定事項を秘匿するとともに、犯罪被害者等の個人特定事項を保護することができる制度が整備されました。 《申出先》 事件を担当する検察官	
(8) 公判記録の閲覧・コピー （起訴された事件の同種余罪の被害者等）	いわゆる同種余罪の事件の被害者やその遺族の方々については、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーが可能です。 ※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。 《申出先》 起訴された事件を審理している裁判所に 対応する検察庁	《対象となる方》 ①起訴された事件の同種余罪の被害者 ②同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など） ③同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系

		親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹
(9) 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。 《申出先》 事件を取り扱った検察庁	
(10) 確定記録の閲覧	刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。 なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。 《申出先》 事件を取り扱った検察庁 （確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁） ※閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。	
(11) 被害回復給付金支給制度	詐欺罪や出資法違反といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなど、いわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪することができます。 犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して給付資金として保管し、そこからその事件により被害を受けた方などに給付金を支給する制度です。 《申出先》 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁	《対象となる方》 ① 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等 ② そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

10 栃木県弁護士会

栃木県弁護士会は、宇都宮地方裁判所の管轄区域内に法律事務所を有するすべての弁護士と弁護士法人によって組織されています。

窓 口	栃木県弁護士会
住 所	宇都宮市明保野町 1-6
電話番号	028-689-9000（代表）
受付時間	平日（土日、祝日を除く）10:30～12:00／13:00～16:30

支援業務	概要	備考
(1) 法律相談センター	弁護士による法律相談（面接相談）を行っています。被害者が利用できる法的手続や、加害者に対する損害賠償請求などについて相談できます。	相談の際は事前予約が必要です。 《予約電話番号》 028-689-9001
《会場》	① 栃木県弁護士会館 （宇都宮市明保野町 1-6）	毎週月～金 13:30～16:30
	② 大田原商工会議所 （大田原市山の手 1-1-1 皇漢堂ビル）	毎月第 2 金曜 13:30～16:30
	③ 小山市立生涯学習センター （小山市中央町 3-7-1 ロブレ 6F）	毎月第 1 土曜 10:00～12:00
	④ 栃木商工会議所 （栃木市片柳町 2-1-46）	毎月第 3 土曜 10:00～12:00
	⑤ 通二丁目奉公会館 （足利市通二丁目 2645-8）	毎週土曜 9:00～12:00 ※先着 12 名（予約不要）
(2) 犯罪被害者対策委員会	栃木県弁護士会に設置されている、犯罪被害者やその遺族の方等への支援活動などに取り組む委員会です。 県が実施する「犯罪被害に関する法律相談の公費負担」事業（P53 参照）に協力をいただいています。	

11 栃木県司法書士会

栃木県司法書士会は、宇都宮地方法務局の管轄区域内の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

窓 口	栃木県司法書士会
住 所	宇都宮市幸町 1-4
電話番号	028-614-1122
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～17:00

支援業務	概要	備考
(1) 総合相談センター	県内7会場で、司法書士による面接相談を行っています。相談は無料です。 《会場》 ①宇都宮会場 （宇都宮市幸町 1-4 栃木県司法書士会館） 毎月第1・第3土曜 10:00～15:00 ②足利会場 （足利市通三丁目2757 足利商工会議所本部事務所） ③小山会場 （小山市城東 1-6-36 小山商工会議所） ④日光会場 （日光市今市 304-1 日光市民活動支援センター） ⑤那須塩原会場 （那須塩原市太夫塚 1-194-78 西那須野公民館） ⑥栃木会場 （栃木市片柳町 2-1-46 栃木商工会議所） ⑦真岡会場 （真岡市荒町 12-3 真岡商工会議所）	相談の際は事前予約（各開催日の3日前締め切り）が必要です。 ※②～⑦の相談会開催日時は、いずれも毎月第1土曜 10:00～15:00です。 （注1）会場の都合により、急遽場所が変更になる可能性があります。 （注2）土曜日が祝日・年末年始・お盆・栃木県司法書士会の総会の日にあたる場合、相談会はお休みとなります。

12 東京矯正管区

矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に設置され、管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

窓 口	東京矯正管区
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 13 階
電話番号	048-600-1500

支援業務	概要	備考
(1) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	《制度問合せ専用》 048-854-8850 《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30～17:15
(2) 被害者等通知制度	有罪裁判確定後の加害者と少年院送致処分を受けた加害者に関する被害者等通知制度の概要についてお問合せできます。	
(3) 加害者との外部交通に関する相談	被収容者（加害者）との外部交通（面会・信書の発受）に関する一般的な取扱いについてお問合せできます。	

13 刑事施設

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘留所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し処遇を行う施設であり、拘留所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

《県内の刑事施設》

施設名	住所	電話番号
栃木刑務所	栃木市惣社町 2484	0282-27-1885
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川 5547	028-686-3111
宇都宮拘留支所（喜連川社会復帰促進センター内仮移転中）	さくら市喜連川 5547	028-686-3111
大田原拘留支所	大田原市美原 1-17-37	0287-22-2359
足利拘留支所	足利市助戸 3-511-1	0284-41-3919

支援業務	概要	備考
(1) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中の加害者に伝えます。 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	
(2) 加害者との外部交通に関する相談	犯罪被害者等から、被収容者（加害者）との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、一般的な取扱いについての説明を行っています。	

14 宇都宮少年鑑別所

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。

その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

窓 口	宇都宮少年鑑別所
住 所	宇都宮市鶴田町 574-1
電話番号	028-648-5062

支援業務	概要	備考
(1) 被害者等通知制度	犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 ④これらの者から委託を受けた弁護士	
(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝	犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の心情聴取の申出があった場合、書類を受け付けています。 《対象となる方》	《制度問合せ専用》 028-648-0253 《受付時間》 土日、祝日を除く

達制度	① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者など） ③ 被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	8：30～17：00
(3) 地域援助 （うつのみや 法務少年支援 センター）	地域における非行防止や犯罪の防止に関する活動、健全育成に関する活動を行っています。非行、親子関係、学校でのトラブルなど、一般の方からの相談に応じています。相談は無料です	《相談専用》 028-648-5686 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～16:30

15 喜連川少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

窓 口	喜連川少年院
住 所	さくら市喜連川 3475-1
電話番号	028-686-3020

支援業務	概要	備考
(1) 被害者等通知制度	少年審判において少年院送致決定を受けた加害者について、被害者等の御希望に応じて、収容されている少年院の名称等、少年院における教育状況等に関する事項、出院に関する事項（出院年月日）を通知します。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 ④これらの者から委託を受けた弁護士	※通知を希望する際の申出先は、少年院送致決定が行われた家庭裁判所が所在する都道府県の少年鑑別所となります。
(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを在院中の加害者に伝えます。 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導を行います。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	

16 関東地方更生保護委員会

地方更生保護委員会は、各高等裁判所の管轄区域ごとに全国 8 か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する行政機関です。

窓 口	関東地方更生保護委員会
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
電話番号	048-601-2132

支援業務	概要	備考
(1) 意見等聴取制度	刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。 《対象となる方》 ※加害者が仮釈放等審理中であること ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	《被害者専用番号》 048-601-2132 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:30～17:15
(2) 被害者等通知制度	刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について、通知を行います。 ※通知を受けるためには、あらかじめ通知の希望を申し出ることが必要です。	《申出先》 ①刑務所に受刑中 ・事件を取り扱った検察庁 ②少年院に在院中 ・少年鑑別所

17 宇都宮保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の管轄地域ごとに設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。

窓 口	宇都宮保護観察所
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
電話番号	028-621-2391

支援業務	概要	備考
(1) 心 情 等 聴取・伝達制度	被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、希望に応じてこれを保護観察中の加害者に伝えます。 《対象となる方》 ※加害者が保護観察中であること ①被害者	《被害者専用番号》 028-621-2298 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00～16:00

	②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	
(2) 被害者等通知制度	犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について、通知を行います。 ※通知を受けるためには、あらかじめ通知の希望を申し出ることが必要です。	《申出先》 ①加害者が刑事処分になった場合 ・事件を取り扱った検察庁 ②保護処分になった場合 ・少年鑑別所 ・保護観察所
(3) 相談・支援	犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。	

18 宇都宮地方法務局・各支局

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。

犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

窓 口	宇都宮地方法務局 ※支局については別表5（P115）
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
電話番号	028-623-6333（代表）

支援業務	概要	備考
(1) 常設人権相談所	「みんなの人権 110 番」は、差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。 また、法務局及びその支局の窓口において、面接による相談も受け付けています。	《みんなの人権 110 番》 ※全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110 《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30～17:15
(2) こどもの人権 110 番	こどもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、被害者であるこども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合があります。 「こどもの人権 110 番」は、こどもの発する SOS 信号をいち早くキャッチし、解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。 こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。相談は無料です。	※全国共通 0120-007-110 《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30～17:15
(3) 女性の人権ホットライン	配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。	※全国共通 0570-070-810 《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30～17:15
(4) 外国語人権相談ダイヤル	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じる専用の相談電話です。英語、中国語など 10 カ国語に対応しています。	※全国共通 0570-090911 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～17:00

(5) インターネット人権相談受付窓口	法務省のホームページ上に、インターネットによる人権相談受付窓口を開設し、相談を受け付けています。 最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。 (法務省ホームページ) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	
---------------------	--	--

19 東京出入国在留管理局

地方出入国在留管理局は、管轄地域ごとに外国人の出入国管理や在留管理などを行う法務省所管の機関です。

関係機関と連携しながら、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。

外国人被害者である可能性のある方について情報提供を受け付けるとともに、被害者の認定や保護を行っています。

窓 口	東京出入国在留管理局
住 所	東京都港区港南 5-5-30
電話番号	0570-013904 (IP 電話から : 03-5796-7112) (外国人在留総合インフォメーションセンター)

20 とちぎ外国人相談サポートセンター

県内に住む外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、県が設置している一元的相談窓口です。

窓 口	とちぎ外国人相談サポートセンター
住 所	宇都宮市本町 9-14 とちぎ国際交流センター内
電話番号	028-621-0777 (事務局)

支援業務	概要	備考
(1) 相談受付	電話相談・来所相談を実施しています。 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など 11 言語に対応しています。 ※相談受付時間は、言語によって異なります。相談専用電話にお問い合わせください。	《相談専用電話》 028-627-3399 《受付時間》 火曜～土曜(日月、祝日を除く) 9:00～16:00